

## 東近江行政組合職員定数条例

平成3年3月1日  
滋賀中部地域行政事務組合条例第3号

改正	平成3年9月30日	条例第15号
	平成5年3月12日	条例第2号
	平成9年12月25日	条例第9号
	平成10年3月12日	条例第1号
	平成12年3月8日	条例第2号
	平成15年3月10日	条例第1号
	平成19年12月27日	条例第6号
	平成22年3月10日	条例第2号
	平成24年9月27日	条例第3号
	令和元年12月27日	条例第6号

(趣旨)

**第1条** この条例は、東近江行政組合に勤務する一般職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員として任用される者及び同法第22条の3第4項の規定により臨時の職に関するときに臨時的に任用される者を除く。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(令元条例6第1条・一部改正)

(定数)

**第2条** 前条の職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 事務部局の職員 11人
- (2) 消防職員 302人

(平22条例2・平24条例3 一部改正)

2 前項に規定する職員のうち地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項による派遣職員は、定数には含まれないものとする。

(平19条例6 一部改正)

(職員の定数の配分)

**第3条** 前条に掲げる職員の当該事務部局内の配分はそれぞれ管理者又は消防長が定める。

(平24条例3 一部改正)

(兼任)

**第4条** 第2条第1項各号の区分による職員は、各任命権者の協議により兼任させることができる。

(委任)

**第5条** この条例の施行について、必要な事項は管理者が別に定める。

**附 則**

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 中部地域消防組合職員定数条例（昭和47年中部地域消防組合条例第9号）を廃止する。

(平24条例3 第3項削除)

**附 則**（平成3年9月30日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成5年3月12日条例第2号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

**附 則**（平成9年12月25日条例第9号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則**（平成10年3月12日条例第1号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年3月8日条例第2号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成15年3月10日条例第1号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年12月27日条例第6号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成22年3月10日条例第2号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年9月27日条例第3号）

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

**附 則**（令和元年12月27日条例第6号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する